

特定の民間再開発事業認定事務処理要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「政令」という。）第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定による認定に関して、必要な事項を定めるものとする。

(特定の民間再開発事業認定の申請手続)

第2条 政令第20条の2第13項又は第38条の4第22項の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、特定の民間再開発事業認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 特定の民間再開発事業（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。）第31条の2第2項第11号又は第62条の3第4項第11号に規定するものをいう。以下同じ。）の施行地区内の土地所有者又は借地権者の特定の民間再開発事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署名押印があるものに限る。）
- (2) 特定の民間再開発事業の施行地区内に係る土地及び建物の登記簿謄本
- (3) 特定の民間再開発事業の施行地区内に係る借地権について、登記がなされていない場合は、借地権設定契約書の写し等借地権が存することを証する書類
- (4) 特定の民間再開発事業の施行地区の付近見取図（方位、道路、目標となる地物等が明示されたもの）
- (5) 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した図面で縮尺500分の1以上であるもの
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第3項の規定による確認の通知書の写し又は同法第18条第3項の規定による通知書の写し
- (7) 特定の民間再開発事業に係る中高層耐火建築物の配置図及び各階平面図で縮尺500分の1以上であるもの
- (8) 特定の民間再開発事業の施行地区内にある都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設又は同法第12条の5第2項に規定する地区施設の位置及び規模を記載した図面、又は施行地区内に設ける建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条第1項に規定する空地の位置及び規模を記載した図面で、縮尺500分の1以上であるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(特定の民間再開発事業認定の基準)

第3条 市長は、特定の民間再開発事業認定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特定の民間再開発事業認定をしないものとする。

- (1) 当該申請の手続がこの要綱に違反していると認めるとき。
- (2) 当該申請に係る事業の内容が特定の民間再開発事業の要件に適合しないこと。

(特定の民間再開発事業認定済証等の交付)

第4条 市長は、特定の民間再開発事業認定をした場合においては、申請者に対して特定の民間再開発事業認定済証（様式第2号）を交付するものとする。

(特定の民間再開発事業認定等をしない旨の通知)

第5条 市長は、第3条の規定により特定の民間再開発事業認定をしない場合、その旨を通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請書の提出部数)

第6条 この要綱の規定により、市長に提出する特定の民間再開発事業認定申請書及びその添付図書の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

(施行の規則)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

特定の民間再開発事業認定申請書

年 月 日		※手数料欄					
神戸市長 申 請 者 申 請 者 住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話 () -		あて 印 第 20 条の 2 第 13 項 } の規定により、特定の民間再開 第 38 条の 4 第 22 項 } 租税特別措置法施行令 発 事業認定の申請をします。					
施 行 地 区	1 所在地 神戸市 区 2 面積 m ² (登記・実測)						
従前の権利者及び その権利の状況	権 利 者		土 地	借 地 権		備 考	
	氏名 又は 名称	住所 又は 所在地	所在 及び 地番	地積 (m ²)	借地権の目 的となつて いる土地の 所在及び地 番		借地権の 目的とな っている 土地の面 積 (m ²)
事 業 の 概 要	中高層耐火 建築物の概要	1 所在地の用途地域		6 延べ面積	m ²		
		2 主たる用途		7 容積率	%		
		3 敷地面積	m ²	8 構造			
		4 建築面積	m ²	9 地上階数			
		5 建ぺい率	%	10 建築確認済証 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
	都市計画施設 又は地区施設 の用地の状況	名 称 面 積 m ²					
建築基準法施行 令第 136 条第 1 項に規定する空 地の状況							
※ そ の 他							
※ 受 付 欄							
※ 認 定 欄							

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 「施行地区」の欄中「所在地」については施行地区三大都市圏の既成市街地等、二号地区（都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区として定められた地区）又は高度利用地区のいずれに存するかに応じ「面積」については登記又は実測のいずれかによるかに応じ、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
 - 3 「地積」の欄には、土地登記簿に記載された地積を記載すること。
 - 4 「借地権の目的となっている土地の面積」の欄には、借地権が一筆の土地の全部を目的としている場合においてはその面積を備考3の例により記載し、借地権が一筆の土地の一部を目的としている場合においてはその一筆の土地の一部の面積を記載すること。
 - 5 「従前の権利者及びその権利の状況」の欄については、従前の権利者が多数であるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。
 - 6 「都市計画施設又は地区施設の用地の状況」の欄には、施行地区内において計画されている都市計画施設又は地区施設の名称及びこれらの施設の用に供することとなる施行地区内の土地の面積を記載すること。
 - 7 「建築基準法施行令第136条第1項に規定する空地の状況」の欄には、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度、建築基準法施行令第136条第1項の規定により必要とされる空地率及び申請に係る事業における空地率を記載すること。
 - 8 施行地区の面積が実測による場合には実測の結果を記載した図書を添付すること。

特定の民間再開発事業認定済証

第 号
年 月 日

神戸市長

下記の者は、租税特別措置法施行令 { 第20条の2第13項
第38条の4第22項 } の規定により、

特定の民間再開発事業認定をしたことを証明します。

記

1 認定番号

年 月 日 第 号

2 施行地区の所在地及び面積

3 認定を受けた者の住所及び氏名

4 中高層耐火建築物の建築確認通知の年月日及び番号

年 月 日 第 号

5 従前の権利者及びその権利の状況

権利者		土地		借地権		備考
氏名又は 名称	住所又は 所在地	所在及び 地番	地積	借地権の目的 となっている 土地の所在及 び地番	借地権の 目的とな っている 土地の面 積	
			m ²		m ²	

(注)「従前の権利者及びその権利者の状況」については、権利者が多数となるときは、当該欄の記載に代えて同一様式により別紙を作成して記載すること。

通 知 書

第 号
平成 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

神 戸 市 長

平成 年 月 日付けの特定の民間再開事業認定の申請については、下記の理由により、特定の民間再開事業認定をしないので、特定の民間再開事業認定事務処理要綱第5条の規定により通知します。

記

理 由

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び6月以内に裁判所に対して神戸市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。